

## 1. 新たな計画の計画記載事項

各項目ごとに以下について記載する。

- |                      |                   |
|----------------------|-------------------|
| ①現行計画の達成見込み・要因分析の内容等 | ④計画期間における整備すべき見込量 |
| ②計画期間における資源の必要量の見込み  | ⑤整備・取組方針          |
| ③当該資源等の現在の整備、取組状況等   | ⑥評価のための指標         |

| 計画記載事項 |                                 | 策定内容等  |
|--------|---------------------------------|--|
| 1      | 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像  | ・令和4年改正児童福祉法の内容を踏まえて、家庭養育優先の原則とパーマネンシー補償の理念に基づくケースマネジメントを徹底し、こどもの最善の利益を実現するための社会的養育の体制整備の基本的考え方と全体像を明らかにする。          |
| 2      | 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援） | ・令和4年改正児童福祉法において定められた、こどもの権利擁護に関する里親委託、施設入所、在宅指導の措置や一時保護の決定時等の意見聴取等措置の義務化、意見表明等支援事業の創設、こどもの権利擁護に係る環境整備を推進するための具体的な取組 |

| 計画記載事項 |                             | 策定内容等   |
|--------|-----------------------------|---|
| 3      | 市町村のこども家庭支援体制の構築に向けた都道府県の取組 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年改正児童福祉法において、こども家庭センターの設置について市町村の努力義務とされた。また新たに子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業が創設された。これらについて市町村に対する都道府県の支援・取組について記載する。</li> </ul> |
|        | ① 市町村の相談支援体制の整備             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・こども家庭センターを中心とした市町村の相談支援体制等の整備に向けた都道府県の支援・取組</li> </ul>  |
| 追加     | ②市町村の家庭支援事業等の整備             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭支援事業を含む地域子ども・子育て支援事業の整備等に向けた都道府県の支援・取組</li> </ul>   |
|        | ③児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童家庭支援センターの機能強化の計画及び設置に向けた計画</li> </ul>   |

| 計画記載事項 |                             | 策定内容等   |
|--------|-----------------------------|---|
| 追加     | 4 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊産婦その他これに類する者及びその者の監護すべき子ども(特定妊婦)の支援のための体制の構築について記載する。</li> </ul>      |
|        | 5 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者のない子ども又は保護者に監護させることが不適當であると認められる子どもであって。里親・ファミリーホームに委託し、又は児童養護施設等に入所させて養育することが必要である者の数を見込む。</li> </ul> |
|        | 6 一時保護改革に向けた取組              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年改正児童福祉法を踏まえ「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」及び「一時保護ガイドライン」を踏まえた一時保護改革</li> </ul>                                  |

| 計画記載事項 |                               | 策定内容等  |
|--------|-------------------------------|--|
| 7      | 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所において市町村をはじめとした関係機関と緊密な連携の下、改めて家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底する必要があることを踏まえる。</li> </ul>                                       |
| 追加     | ①児童相談所におけるケースマネジメント           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭養育優先原則を徹底し、こどもの最善の利益を実現していくためのパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントのあり方を検討した上で、必要な体制構築に向けた取組</li> </ul>  |
| 追加     | ②親子関係再構築                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・親子関係再構築支援は、分離して生活しているこどもと親のみを対象とした家庭復帰を唯一の目的とする者ではなく、こどもの最善の利益の実現を目的とし、こどもの援助指針の一環として、こども、親、家族、親族、地域当に対して行う総合的な支援であることを踏まえた取組</li> </ul> |
| 追加     | ③特別養子縁組等の推進                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養子縁組及び普通養子縁組の支援体制の構築</li> </ul>  |

| 計画記載事項 |                          | 策定内容等                               |
|--------|--------------------------|-------------------------------------|
| 8      | 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組 | —                                   |
|        | ①里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み | ・計画期間における里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込みを推計 |
|        | ②里親等支援業務の包括的な実施体制        | ・都道府県が行うべき里親・ファミリーホームに関する業務の実施体制の構築 |

| 計画記載事項 |                                     | 策定内容等  |
|--------|-------------------------------------|--|
| 9      | 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・里親等委託を押し進めることにより生じる施設の必要定員数の減少を踏まえ、安易に定員増を伴う施設の創設を行うことなく、地域のニーズを的確に捉えた上で、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組について記載する。</li> </ul> |
|        | ①施設で養育が必要なこども数の見込み                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画期間における施設で養育が必要なこども数の見込みを推計</li> </ul>  |
|        | ②施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・代替養育全体のあり方に関する計画を立て、それに基づいて施設の高機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた計画</li> </ul>  |

| 計画記載事項 |                                 | 策定内容等  |
|--------|---------------------------------|--|
|        | 10 社会的養護自立支援の推進に向けた取組           | —  |
| 追加     | ①自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握 | ・令和4年改正児童福祉法において、社会的養護経験者等の実情を把握することが、都道府県が行わなければならない業務として位置づけられたことを踏まえ、自立支援を必要とする社会的養護経験者等の数の見込みを推計するとともに、実情把握に向けた計画を策定 |
| 追加     | ②社会的養護経験者等の自立                   | ・令和4年改正児童福祉法により、社会的養護経験者等に対し必要な援助を行うことが都道府県の業務として位置づけられたこと等を踏まえた社会的養護経験者等の自立支援体制の強化                                      |

| 計画記載事項 |                                  | 策定内容等   |
|--------|----------------------------------|---|
| 11     | 児童相談所の強化等に向けた取組                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉司等の増員や弁護士等の配置等による法的対応体制の強化、児童相談所職員に対する研修の実施等による専門性の向上のほか、こども家庭ソーシャルワーカー資格の取得促進を図る必要があることを踏まえて記載する。</li> </ul> |
|        | ①中核市・特別区の児童相談所設置                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、中核市・特別区における具体的な懸案・課題等を踏まえた各都道府県における支援策等</li> </ul>  |
|        | ②都道府県(児童相談所)における人材確保・育成、児童相談所設置等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・こども家庭ソーシャルワーカーをはじめとしたこども家庭福祉人材の確保・育成</li> </ul>   |
| 追加     | 12 障害児入所施設における支援                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児入所施設における支援は、できる限り良好な家庭養育環境の中で行われる必要があるため、ユニット化等によりケア単位の小規模化を推進</li> </ul>                                      |